

福岡市地域防犯パトロールカー ガソリン代助成チケット交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市内において活動する青色回転灯を装備した地域防犯パトロールカー（以下「地域防犯パトロールカー」という。）に対し、ガソリン代金の助成を行うことにより、地域防犯パトロールカーの導入を促進し、もって犯罪の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域防犯パトロールカー」とは、警察から青色防犯パトロール実施団体であることの証明を受けた団体が使用する車両をいう。

(助成の対象団体)

第3条 この要綱によるガソリン代の助成を受けることができる団体は、福岡市内において地域防犯パトロールカーを継続的に運行する団体で、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 福岡市自治協議会に関する要綱第4条に登録された自治協議会（以下「自治協議会」という。）
- (2) 自治協議会が当該校区で活動していると認める以下の団体
 - ア 町内会、自治会
 - イ NPO、ボランティア団体
- (3) その他区長が認める団体

(助成の額)

第4条 ガソリン代の助成の額は、年間3万円を上限とする。

(助成の対象期間)

第5条 助成対象期間は、新たに地域防犯パトロールカーの運行を開始した日の属する月から2年間とする。

(助成の方法)

第6条 ガソリン代の助成は、福岡市市民局防犯・交通安全課が発行する福岡市地域防犯パトロールカーガソリン代助成チケット（以下「ガソリンチケット」という。）を交付することにより行うものとする。

(有効期間)

第7条 ガソリンチケットの有効期間は、当該ガソリンチケットの交付を受けた日の属する年度の3月31日までとする。

(交付申請)

第8条 ガソリンチケットの交付によりガソリン代の助成を受けようとする団体は、福岡市地域防犯パトロールカーガソリン代助成チケット交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 証明書(警察発行)の写し
 - (2) 車検証の写し
 - (3) パトロール計画書(任意様式)
 - (4) その他区長が必要と認める書類
- 2 自治協議会は、第3条第2号に該当する団体に係る交付申請を行う場合は、副申書(様式第2号)を提出しなければならない。
- 3 交付申請は、年度ごとに行わなければならない。

(交付決定及び通知)

第9条 区長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容を申請書類に基づいて審査し、交付すべきものであると認めたときは、ガソリンチケットの交付決定を行い、福岡市地域防犯パトロールカーガソリン代助成チケット交付決定通知書(様式第3号)により申請団体に通知する。

- 2 前項の決定に基づき、ガソリンチケットを交付する場合は、福岡市地域防犯パトロールカーガソリン代助成チケット交付決定通知書(様式第3号)により受領者から受領書を徴するものとする。

(助成事業の変更)

第10条 ガソリンチケットの交付を受けた団体(以下「交付団体」という。)が、次の各号のいずれかに該当する助成事業の内容の変更を行う場合は、福岡市地域防犯パトロールカーガソリン代助成事業変更届出書(様式第4号)を区長に提出しなければならない。

- (1) 団体名を変更したとき。
 - (2) 団体代表者の交代又は住所等の申請事項を変更したとき。
 - (3) 車両を変更、追加したとき。
 - (4) その他区長が必要と認めるとき。
- 2 前項の規定による変更届を提出する場合は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 証明書(警察発行)の写し(前項第1号及び第2号の場合)
 - (2) 証明書(警察発行)の写し及び車検証の写し(前項第3号の場合)

(助成事業の廃止)

第11条 交付団体は、次の各号のいずれかに該当する助成事業の廃止を行う場合は、福岡市地域防犯パトロールカーガソリン代助成事業廃止届出書(様式第5号)を区長に提出しなければならない。

- (1) 事業終了等に伴い地域防犯パトロールカーを廃止したとき。
- (2) その他区長が必要と認めるとき。

(ガソリンチケットの使用方法)

第12条 交付団体が本事業の提携ガソリンスタンド（以下「協力店」という。）においてガソリンチケットを使用して給油する場合は、あらかじめ使用するガソリンチケットに必要事項を記載するとともに、警察から発行された標章を携帯し、協力店においてこれを提示するものとする。

2 ガソリンチケット使用の申し出を受けた協力店は、ガソリンチケットの記載内容、標章及び車両番号を照合のうえ、使用の適否を判断するものとする。

(額面以下の給油の場合の取扱)

第13条 ガソリンチケットを使用して給油した場合において、その給油額がガソリンチケット記載の額面よりも少額であった場合は、協力店からの差額の支払いはしないものとする。

(再交付)

第14条 ガソリンチケットは、再交付しない。ただし、区長が認めるときは、この限りでない。

(返還)

第15条 交付団体は、第11条の規定による廃止を行った場合は、速やかに区長にガソリンチケットを返還しなければならない。ただし、既に交付を受けたガソリンチケットの全てを使用しているときは、この限りでない。

(関係書類の整備)

第16条 交付団体は、ガソリンチケットの交付及びパトロール実績に係る帳簿を備え、ガソリンチケットの使用に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類をガソリンチケット交付年度終了後2年間保管しておかなければならない。

2 区長は、ガソリン代助成チケットの執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、ガソリン代助成チケットに関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。

但し、助成効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。